

主任技術者等の兼任について

帯広市発注工事における主任技術者等の兼任の取扱い及び手続については次のとおりです。

1 兼任の取扱い

次に掲げる条件のすべてを満たす（特例監理技術者に関しては、（１）と（４）を満たす）工事については、主任技術者は合計で３件まで、特例監理技術者は合計で２件までの兼任を認めることとします。

ただし、特例監理技術者の兼任は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲に限ります。

- （１）公共工事であり、工事場所が原則、帯広市内であること（他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めている場合に限る）。
- （２）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- （３）工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所であること。
- （４）同一の建設業者が施工する場合であること。

2 兼任の手続き

主任技術者等を兼任する際は兼任届の提出が必要となりますので、以下を参照し、手続をお願いします。なお、①～③は下表中の①～③に対応しています。

- ①施工中の工事に配置している主任技術者等を、新たに受注する工事（専任を要する）に兼任させようとする場合は、入札（資格審査）時に契約管財課に兼任届を提出してください。
- ②施工中の工事に配置している主任技術者等（専任を要する）を、新たに受注する工事（専任を要しない）に兼任させる場合は、契約後に工事担当課に兼任届を提出してください。
- ③施工中の工事に配置している主任技術者等（専任を要しない）を、新たに受注する工事（専任を要しない）に兼任させる場合は、手続不要です（ただし、現場監理人を兼任する場合は、現場代理人の兼任手続が必要）。

（表）主任技術者等の兼任手続

[専任の可否]		【 新たに発注する工事 】	
		専任を要する (請負金額 4,000 万円※以上)	専任を要しない (請負金額 4,000 万円※未満)
【 施工中の工事 】	専任を要する 請負金額 (4,000 万円※以上)	<p>[入札参加者]</p> <p>①入札（資格審査）時に契約管財課に兼任届を提出（取扱基準第 3 条第 1 項）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[工事担当課]</p> <p>適否を判断し、受注者に回答書を交付 (取扱基準第 3 条第 3 項)</p>	<p>[受注者]</p> <p>②契約後に工事担当課に兼任届を提出 (取扱基準第 3 条第 2 項)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[工事担当課]</p> <p>適否を判断し、受注者に回答書を交付 (取扱基準第 3 条第 3 項)</p>
	専任を要しない 請負金額 (4,000 万円※未満)		<p>③手続なし</p> <p>(ただし、現場代理人の兼任手続をする場合は、現場代理人の兼任手続が必要)</p>

※建築一式工事の場合は 8,000 万円。